

第2次 金山町男女共同参画計画

～一人ひとりの個性を認め合い、思いやりを持って支え合う町～

令和7年3月

山形県金山町

◆ ◆ 目 次 ◆ ◆

第1章 計画の概要について

第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	男女共同参画について.....	1
1.	男女共同参画社会とは.....	1
2.	男女共同参画社会の目指すもの.....	3
第3節	計画策定の社会的背景.....	4
1.	国際的な動向.....	4
2.	国内の動向.....	4
3.	山形県内の動向.....	5
第4節	計画の概要.....	5
1.	計画の位置づけ.....	5
2.	計画の期間.....	6
3.	アンケート調査の実施.....	6

第2章 金山町の現状

第1節	人口等の状況.....	6
1.	人口・世帯数の動き.....	6
2.	年齢別人口構成.....	7
第2節	各分野における審議会等に占める女性の割合.....	7

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念.....	8
第2節	基本目標及び施策の基本方向.....	8

第4章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり.....	9
【1】 男女共同参画に関する正しい理解の促進.....	9
【2】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	10
【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野での男女共同参画の実現.....	10
【1】 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	10
【2】 雇用等の分野における男女共同参画の実現.....	10
【3】 職業生活と家庭・地域生活の両立支援.....	11
【基本目標Ⅲ】 健康で安心して暮らせる町づくり.....	12
【1】 生涯を通じた男女の健康支援.....	12
【2】 あらゆる暴力と虐待の根絶.....	13

第5章 計画の推進

第1節 推進体制.....	14
1. 庁内各部局・関係機関との連携.....	14
2. 住民・地域・団体・企業等との連携.....	14
第2節 計画の進行管理.....	14

資料編

● 金山町男女共同参画に関するアンケート調査結果.....	15
-------------------------------	----

第1章 計画の概要について

第1節 計画策定の趣旨

近年本町のみならず全国で急速に進んでいる少子高齢化や人口減少に伴い、その変化に対応していく上で、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しながら、能力や個性を最大限に発揮できる社会づくりが必要となっています。

国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、5つの基本理念を掲げ、性別に関わりなく個性や能力を発揮する男女共同参画社会の実現を推進してきました。また、「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、法律や制度面で男女共同参画を積極的に推進しています。

男女共同参画社会基本法に基づき国は「男女共同参画基本計画」を、山形県では「山形県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する様々な施策を推進しています。

しかしながら、実際は、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が必ずしも十分とは言えず、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で、男性・女性に対する偏った意識である「性別役割分担意識」が依然として根強く残っています。

本町における男女共同参画の更なる推進と課題解決、そして、男女があらゆる場面でともに参画し、お互いが対等なパートナーとして協力し合い、活躍することができる社会の実現を目指し「第2次金山町男女共同参画計画」を策定するものです。

第2節 男女共同参画について

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会をイメージしています。

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

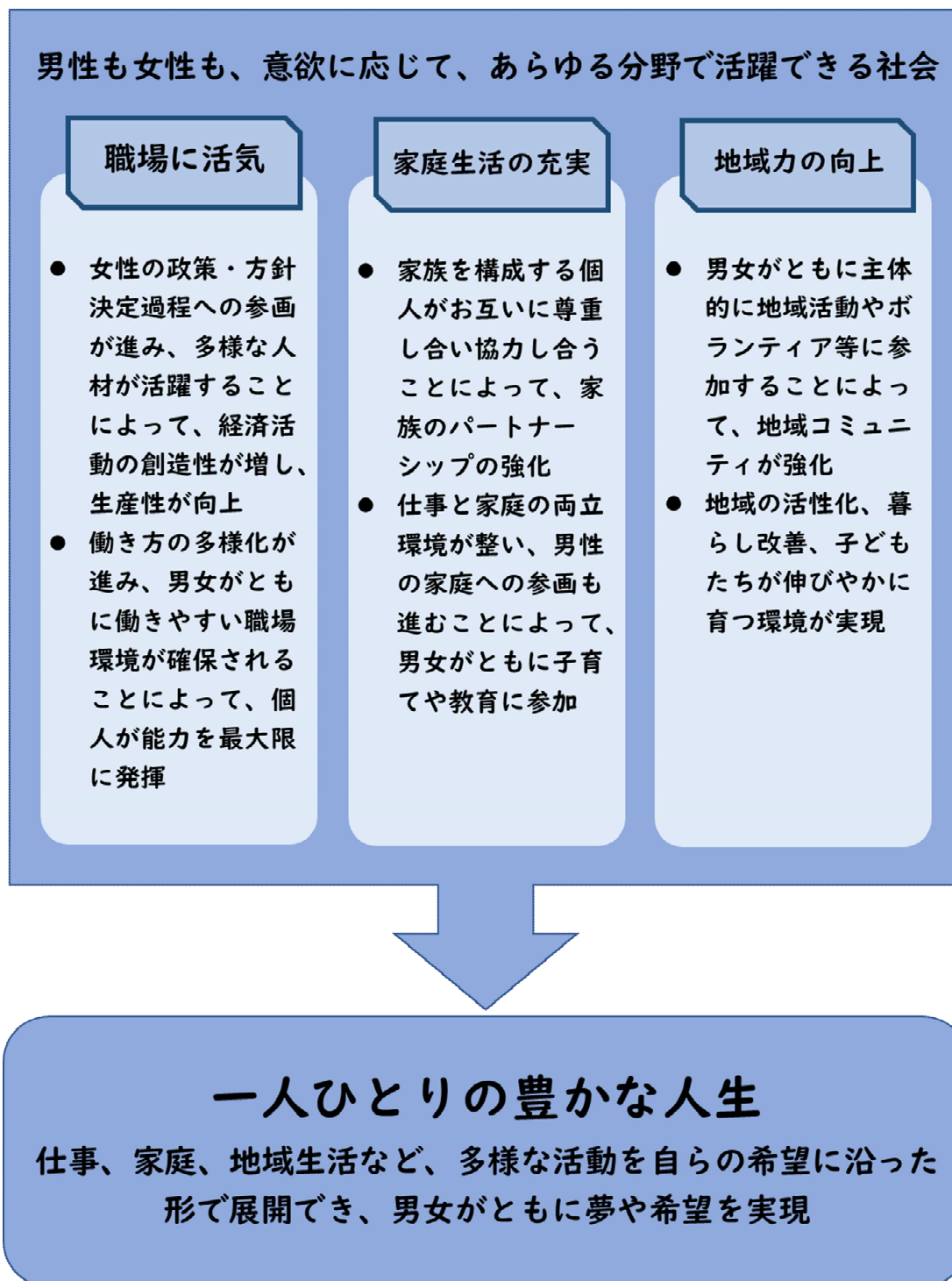


--- 国・地方公共団体及び国民の役割 ---

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施	●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ●地域の特性を生かした施策の展開	●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

2. 男女共同参画社会の目指すもの

【男女共同参画社会のイメージ図】



第3節 計画策定の社会的背景

1. 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取り組みは、国際連合を中心として推進され、昭和47年の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和50年を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

また、昭和54年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みが積極的に進められてきました。

さらに、平成5年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な問題であることが示されました。

2. 国内の動向

国内においては、昭和60年の「女子差別撤廃条約の批准」を契機に、法や制度の整備が進められ、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、平成12年には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、基本計画に基づく取り組み行っており、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、目指すべき社会として以下の4つが提示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

◇ 第5次男女共同参画基本計画で 提示された4つの目指すべき社会 ◇

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と 軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

3. 山形県内の動向

山形県は、平成14年に「山形県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「男女がともにいきいきと活躍する山形県」の実現を目指し、「山形県男女共同参画計画」を策定し、市町村及び国と連携、協力しながら、県民、事業者と一体となって男女共同参画を進め、さらに、拠点施設として山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設しました。

令和3年3月には、誰でもがいきいきと働き、幸せに暮らし続けられる山形県に向けて、意思決定過程への参画拡大など女性の活躍促進を一層前へと進め、一人ひとりが個人として尊重されるよう、暮らし・仕事・地域において男女共同参画の取り組みを強化していくため「山形県男女共同参画計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、次の5つを重点施策として取り組んでいます。

◇ 山形県男女共同参画で取り組む5つの重点施策 ◇

重点施策1：若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信

重点施策2：防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

重点施策3：政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点施策4：雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

重点施策5：家庭・地域における男女共同参画の推進

第4節 計画の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、第5次金山町総合発展計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

なお、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

3. アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり男女共同参画に関する意識調査を、本町在住の18歳以上70歳以下の住民を対象に行いました。

調査名称	「男女共同参画社会」に関するアンケート
調査対象	金山町に居住する18歳以上70歳以下の住民 (無作為抽出による)
調査方法	郵送配布(回答は Google フォーム)
配布数	300
回答者	104

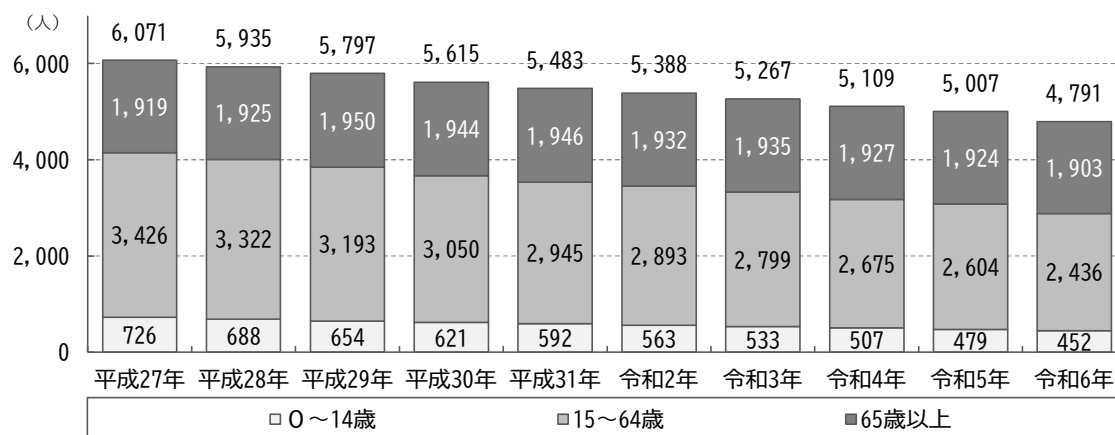
第2章 金山町の現状

第1節 人口等の状況

1. 人口・世帯数の動き

本町の人口は、平成27年以降一貫して減少しています。年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し続けている一方で、老年人口(65歳以上)は同水準で推移し、少子高齢化が進展しています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移

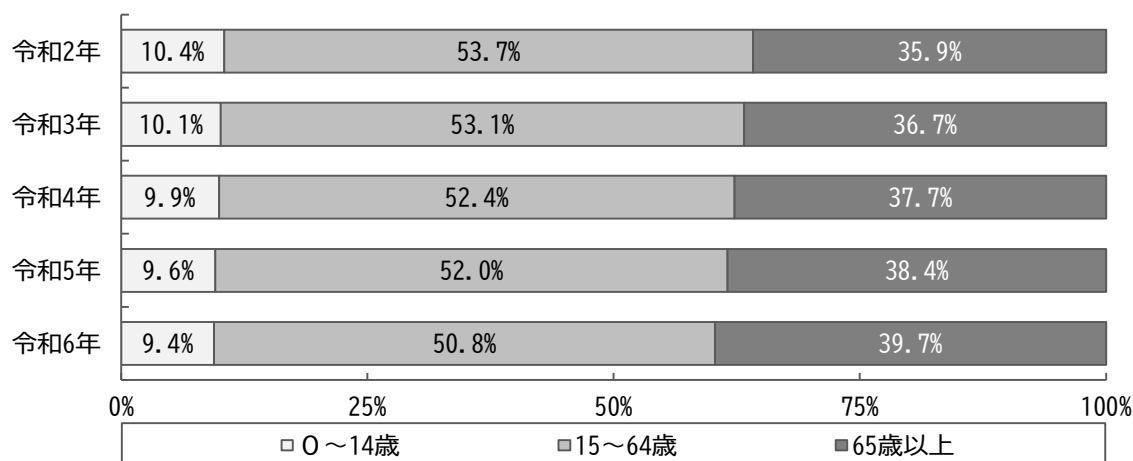


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

2. 年齢別人口構成

人口構成比の推移をみると、総人口と比較した年少人口（0～14歳）は10年間で11.1ポイント減少、生産年齢人口（15～64歳）は5.6ポイント減少し、老年人口（65歳以上）は8.2ポイント増加しています。

■ 人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

第2節 各分野における審議会等に占める女性の割合

令和6年4月1日現在の本町における地方自治法に基づく審議会等の数は11で、そのうち女性委員がいる審議会数は10、委員総数137人のうち女性委員数は31人で、割合は22.6%でした。これは、5年前の令和2年4月時点での20.5%より改善しているものの、県内平均の25.6%、全国の29%と比べ、低い傾向にあります。町の行政運営に女性の意見を反映させるためにも、今後女性の登用、参画拡大に積極的に取り組むことが重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

金山町では、令和2年度に策定した町政の総合的な指針である「第5次金山町総合発展計画（令和3年度～令和7年度）」において、町が描く将来像を「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」～住んでよし、訪ねてよしのまちの実現～と掲げています。その施策の柱の1つの「結婚・出産・子育ての希望がかなう、誰もが生きがいをもてるまち」において、男女共同参画社会の推進を定めています。

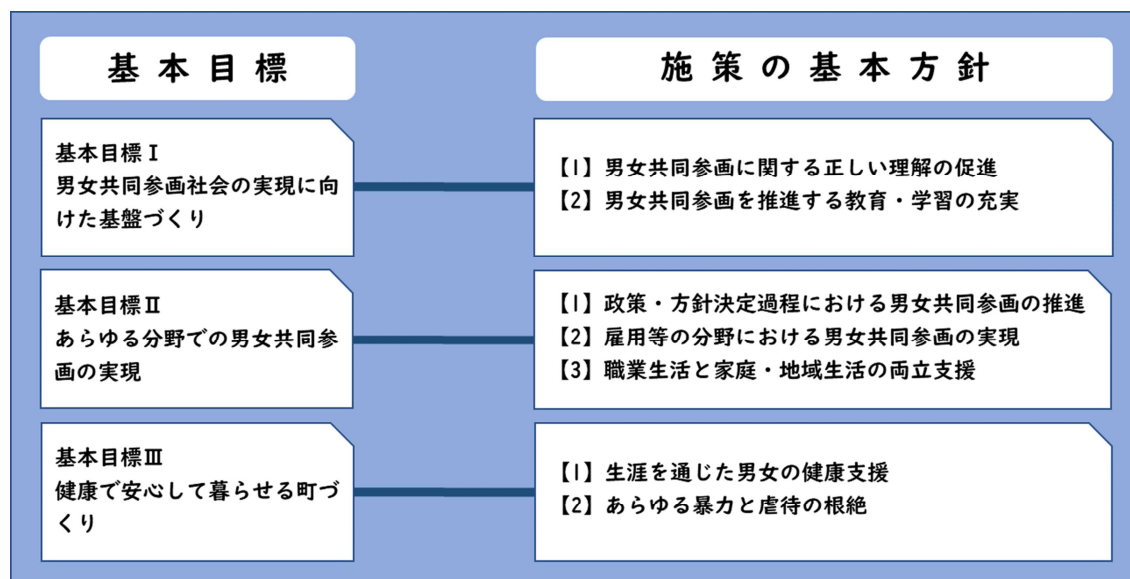
本計画は、「第5次金山町総合発展計画」の将来像及び基本計画に基づき、金山町男女共同参画の基本理念を次のように掲げます。

一人ひとりの個性を認め合い、思いやりを持って支え合う町

住民一人ひとりが社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず参画できる環境が整備され、その能力や個性を十分に発揮し、助け合い、認め合って、いきいきと暮らせる町づくりの実現を目指します。

第2節 基本目標及び施策の基本方向

基本理念を具現化するための基本目標及びその基本方向については、次のとおり体系づけます。



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【1】男女共同参画に関する正しい理解の促進

男女共同参画計画を推進するにあたり、まずは男女共同参画に対する正しい理解が必要となります。

また、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられており、人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方です。一人ひとりが性による差別を受けることなく、人間として尊重されるという理念のもとに、あらゆる人権問題の解決に向けた広報・啓発を推進します。

さらに、社会通念や慣習による「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、意識改革に取り組む必要があります。

アンケート結果においても、固定的な性別役割分担がみられ、その意識は生活習慣に反映されており、まずはこうした意識を払拭していくことが課題といえます。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	● 固定的な役割分担意識や慣習等が解消されるように、国・県・町の情報媒体を活用して広報・啓発に努めます。	総務課
2	男女共同参画社会実現に向けた研修会などの開催	● 男女共同参画に関する講演会等を行うにあたり、より多くの町民が参加できるように努めます。 ● 県や男女共同参画センターチェリアなどが主催する男女共同参画に関する事業をPRし、参加を呼びかけます。	教学課
3	男女共同参画社会の周知	● 各種イベント等において男女共同参画社会をPRします。 ● 県やチェリアからのチラシやポスターを活用して、多くの町民の方の目に留まるよう配置し、周知します。	教学課

【2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女がともに、それぞれの能力を発揮しながら社会の形成に参画するためには、その基礎となる教育や学習における意識付けが非常に重要です。アンケート結果において、学校教育における男女の地位は、大半の方が平等であると回答していましたが、性別等による差別の廃止や基本的人権の尊重を学ぶ場が必要です。

学校教育や社会教育・生涯学習など、家庭や学校、地域等様々な場を通して、男女平等と相互理解についての学習機会を充実させます。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に立った教育の推進	● 小・中学校と協力して男女共同参画に関する学習を取り入れ、基本的人権を尊重する教育を推進します。	教学課

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

【1】政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の意見や視点を取り入れることにより、社会の構造や仕組みを変えていくことにつながり、多様性をもつ発展に欠くことができないものです。各分野への女性の活躍を促し、政策・方針決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	審議会等への女性登用の推進	● 町の政策方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。	全課

【2】雇用等の分野における男女共同参画の実現

近年、人口減少の影響で、若い世代の就業者数が不足しています。社会は女性の労働力を必要としており、また女性自身も就業意識が高まり、継続的な就業や再就職を希望する女性が増えています。

それに伴い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進められてきましたが、昇進、賃金等の面では依然として男女の格差がみられ、また、出産や育児等で一旦仕事を離れなければならない女性がいます。

こうした状況を改善するため、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取り組みを関係機関と連携して推進します。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	各種ハラスメントの防止	● 職場などでのセクシャル・ハラスメント（同性間も含む）やマタニティ・ハラスメント、パワーハラスメントなどを防止するための意識改革に努めるために、関係機関と連携して啓発活動を行います。	教学課
2	女性の職業生活における活躍の推進	● 関係機関の実施する研修会などの情報提供を行い、地域や企業で、女性リーダーとして活躍できる人材の育成に努めます。	産業課 教学課
3	働く女性への応援	● えろぼし認定企業の情報提供をします。	産業課

【3】職業生活と家庭・地域生活の両立支援

アンケート結果から、家事や育児・介護等は主に女性が担っている場合が多く、男性の協力が必要としている女性が多いと考えられます。また、日常生活について、「仕事優先」が理想という人が少数だったのに対し、現状ではその3倍以上の人が「仕事優先」となっていました。そして、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実を求めている方が多くみられました。

男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、地域、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に取り組むことが必要です。仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活ができるよう、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組みます。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	家事に参加する男性の応援	● 家事の夫婦共同意識を養うため、家庭内でも実践できるような事業の実施及び情報提供をします。	健康福祉課

2	育児・介護休暇制度の利用促進の啓発	● 働く男女ともに、育児・介護休暇制度の普及と啓発に努めます。	健康福祉課 産業課
3	働く人への子育て応援	● 企業と連携して、男性の子育て参加を促進のための職場環境の整備に努めます。	健康福祉課

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる町づくり

【1】生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に女性は、妊娠や出産など、ライフステージごとの心身の状況や生活の変化も大きく、健康を維持しつつ安心して生活できる環境を整備することが求められます。

男女ともに生涯にわたる心と体の健康に関心を持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう健康づくりへの取り組みをすすめるとともに、高齢者・障がいのある人の自立と社会参加を目指します。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	多様な保育サービスの充実	● 男女ともに安心して働けるよう、認定こども園・放課後児童クラブ(学童保育)・放課後子ども教室と連携を図り、多様なニーズへの対応を図るため、体制の充実を推進します。	健康福祉課 教学課
2	子育て支援の充実	● 子育て支援・定住促進の各種事業を活用した町づくりを推進します。	健康福祉課
3	介護保険障害福祉サービスなどの充実	● 介護または障害に関する相談体制の充実化を図り、相談窓口や制度等の周知を進め、家庭内で介護を担っている人が仕事を継続できるよう、適切な介護及び福祉サービスの利用を推進します。	健康福祉課

【2】あらゆる暴力と虐待の根絶

男女が対等な人間として認め合い活躍できるようにするためには、男女間の暴力や虐待はあってはなりません。アンケート調査の結果、本町でも配偶者やパートナーによる暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）」を受けたことがある人が4.8%、まわりで経験した人がいると回答した人が11.5%いました。DVに対する認識が足りず、理解が不十分で被害が潜在化しやすい傾向にあるといえます。家庭や学校等におけるDV防止のための広報・啓発を推進すると同時に「相談しやすい」環境づくりにも努めます。

性別を問わず、暴力行為は人権の侵害です。立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、啓発や相談体制を整備し、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりを目指します。

■具体的な取り組み

No.	具体的施策	内容	主な担当課
1	DV（ドメスティック・バイオレンス）等暴力防止対策の推進	● 町民へのDV被害やストーカー防止などの啓発を行うとともに、担当職員のスキルアップを図り、相談窓口の周知徹底を行い、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	健康福祉課 福祉係
2	男女共同参画に関する相談窓口の強化	● プライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、相談できる体制の充実に努めます。	教学課

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

1. 庁内各部局・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範多岐にわたるため、計画の推進にあたっては、教育学課を中心として全庁体制で取り組むとともに、住民、地域、企業などと協力しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。また、国・県及び関係機関との連携・調整に努め、他市町村との情報交換などを行い、本計画の推進を図ります。

2. 住民、地域、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の推進は、住民や地域、企業、関係機関、各種団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて幅広い参加を目指します。

第2節 計画の進行管理

町の各課が実施する男女共同参画関連事業について、ヒアリングなどにより調査を行い、実施状況を把握し、計画を遂行していきます。さらに、国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応するよう施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、各施策について、PDCAサイクル手法をもって実行性を高め、計画の実現に努めます。

<< 資 料 >>

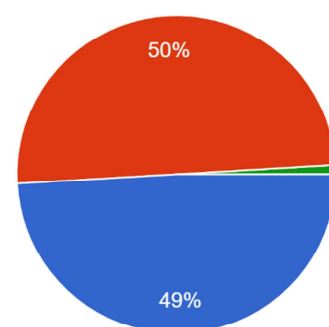
● 金山町男女共同参画に関するアンケート調査結果

1. 調査名称 「男女共同参画社会」に関するアンケート
2. 調査対象 金山町に居住する18歳以上70歳以下の住民（無作為抽出による）
3. 調査方法 郵送配布（回答は Google フォーム）
4. 配布数 300
5. 回答者 104（回収率34.7%）

■あなた自身のことについて

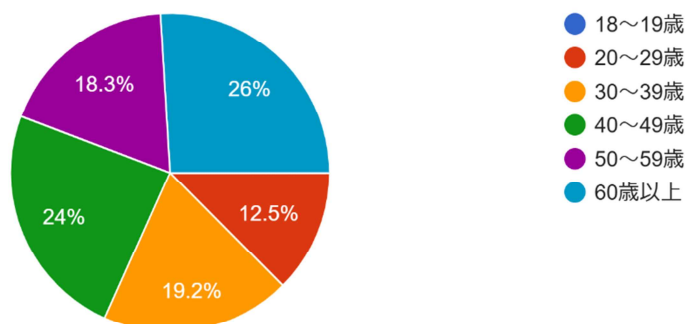
問1) 性別

	回答数	男	女	その他	無回答
件数	104	51	52	1	0
構成比	100%	49%	50%	1%	0%



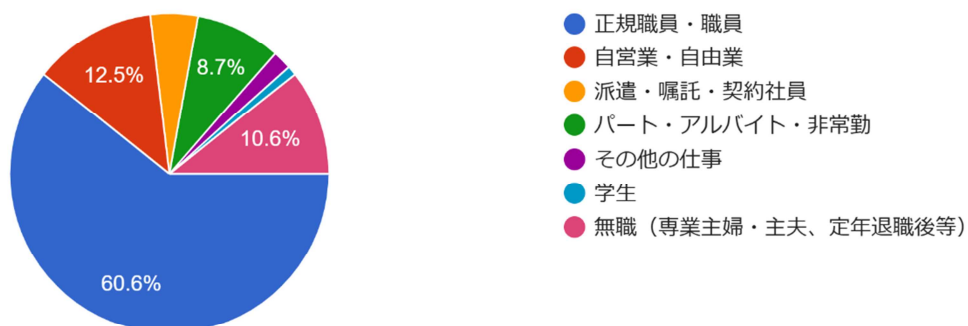
問2) 令和7年1月1日現在の年齢

	回答数	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上
件数	104	0	13	20	25	19	27
構成比	100%	0%	12.5%	19.2%	24%	18.3%	26%



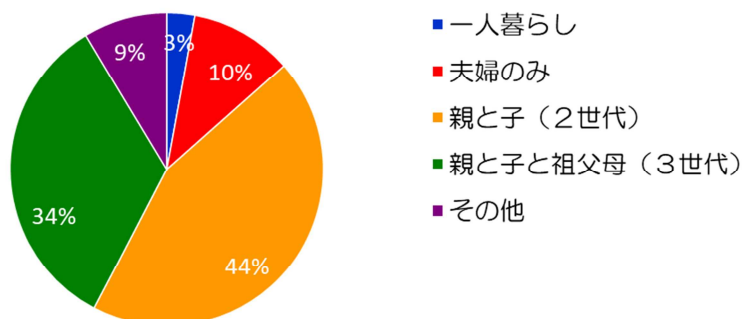
問3) あなたの職業 ※出産休暇、育児休業中の人は働いているものとみなします。

	回答数	正規職員・職員	自営業・自由業	派遣・嘱託・契約社員	パート・アルバイト・非常勤	その他の仕事	学生	無職
件数	104	63	13	5	9	2	1	11
構成比	100%	60.6%	12.5%	4.8%	8.7%	1.9%	1.0%	10.6%



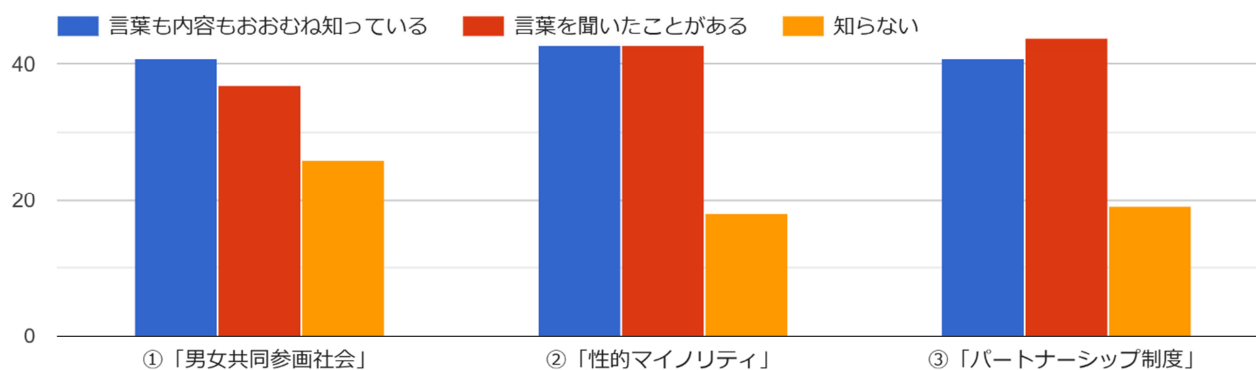
問4) あなたの家族構成

	回答数	一人暮らし	夫婦のみ	親と子（2世代）	親と子と祖父母（3世代）	その他
件数	104	3	11	46	35	9
構成比	100%	2.9%	10.6%	44.2%	33.7%	8.7%



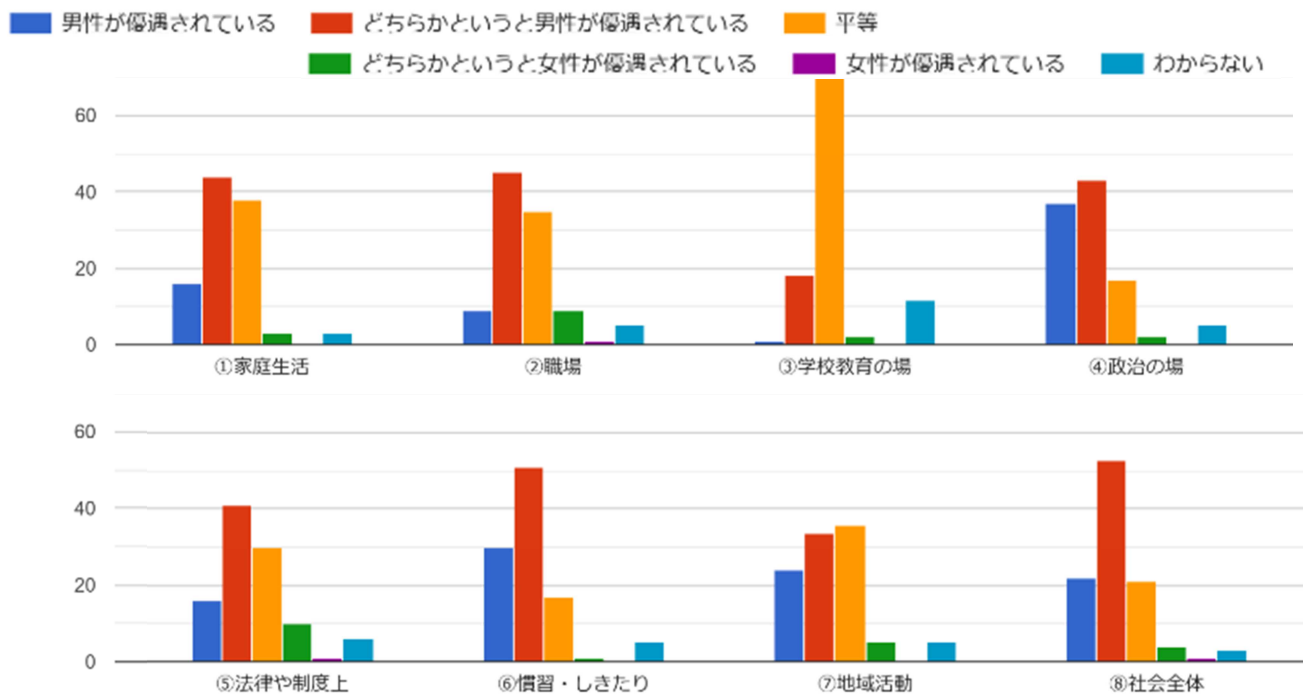
問5) 次の①～③の言葉を知っていますか。（各項目1つまで）

		回答数	言葉も内容もおおむね知っている	言葉を聞いたことがある	知らない
①「男女共同参画社会」	件数	104	41	37	26
	構成比	100%	39.4%	35.6%	25.0%
②「性的マイノリティ」	件数	104	43	43	18
	構成比	100%	41.3%	41.3%	17.3%
③「パートナーシップ制度」	件数	104	41	44	19
	構成比	100%	39.4%	42.3%	18.3%



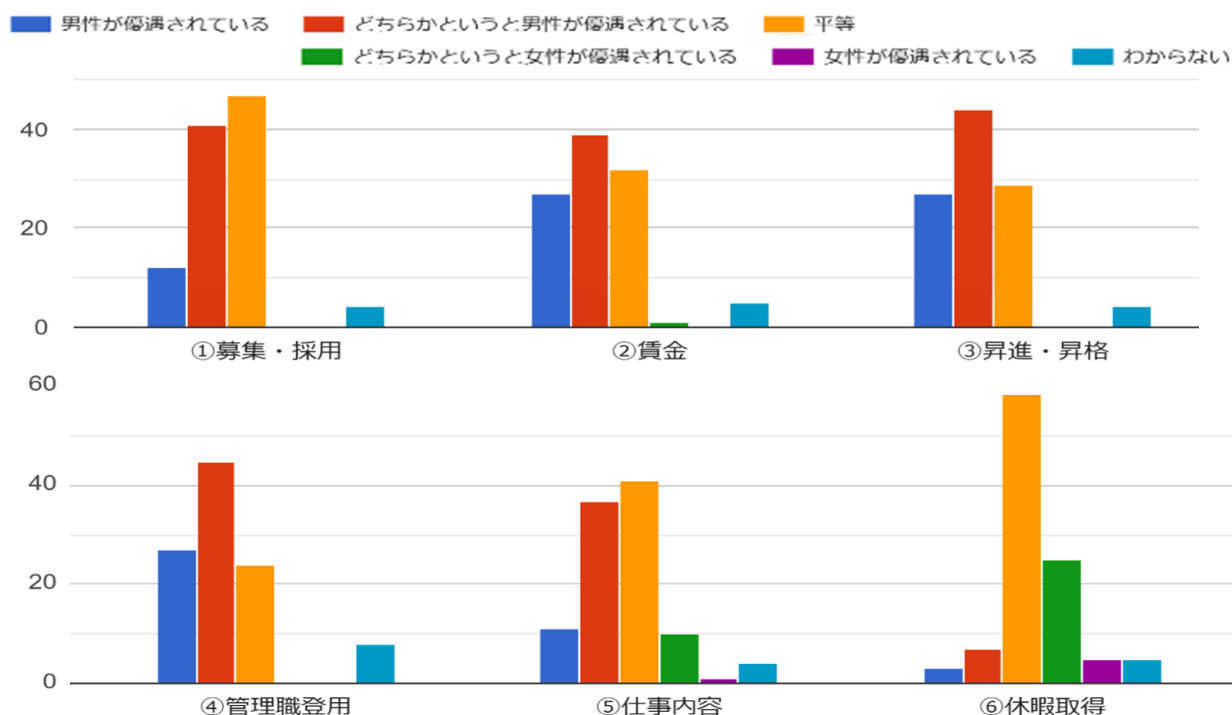
問6) ①～⑧の分野で男女平等になっていると思いますか。(各項目1つまで)

		回答数	男性が優遇されている	どちらかというど男性が優遇されている	平等	どちらかというど女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①家庭生活	件数	104	16	44	38	3	0	3
	構成比	100%	15.4%	42.3%	36.5%	2.9%	0.0%	2.9%
②職場	件数	104	9	45	35	9	1	5
	構成比	100%	8.7%	43.3%	33.7%	8.7%	1.0%	4.8%
③学校教育の場	件数	104	1	18	71	2	0	12
	構成比	100%	1.0%	17.3%	68.3%	1.9%	0.0%	11.5%
④政治の場	件数	104	37	43	17	2	0	5
	構成比	100%	35.6%	41.3%	16.3%	1.9%	0.0%	4.8%
⑤法律や制度上	件数	104	16	41	30	10	1	6
	構成比	100%	15.4%	39.4%	28.8%	9.6%	1.0%	5.8%
⑥慣習・しきたり	件数	104	30	51	17	1	0	5
	構成比	100%	28.8%	49.0%	16.3%	1.0%	0.0%	4.8%
⑦地域活動	件数	104	24	34	36	5	0	5
	構成比	100%	23.1%	32.7%	34.6%	4.8%	0.0%	4.8%
⑧社会全体	件数	104	22	53	21	4	1	3
	構成比	100%	21.2%	51.0%	20.2%	3.8%	1.0%	2.9%



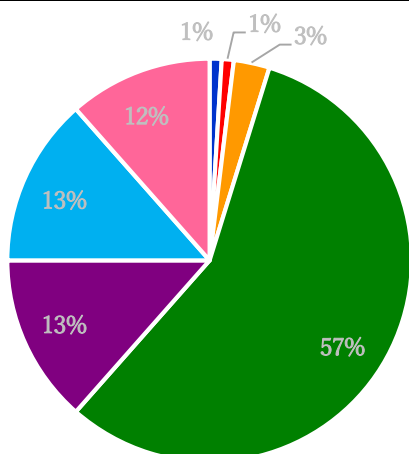
問7) 職場での扱いについて①～⑥の項目について男女平等になっていると思いますか。(各項目1つまで)

問7		回答数	男性が優遇されている	どちらかというとな性が優遇されている	平等	どちらかというとな性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①募集・採用	件数	104	12	41	47	0	0	4
	構成比	100%	11.5%	39.4%	45.2%	0.0%	0.0%	3.8%
②賃金	件数	104	27	39	32	1	0	5
	構成比	100%	26.0%	37.5%	30.8%	1.0%	0.0%	4.8%
③昇進・昇格	件数	104	27	44	29	0	0	4
	構成比	100%	26.0%	42.3%	27.9%	0.0%	0.0%	3.8%
④管理職登用	件数	104	27	45	24	0	0	8
	構成比	100%	26.0%	43.3%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%
⑤仕事内容	件数	104	11	37	41	10	1	4
	構成比	100%	10.6%	35.6%	39.4%	9.6%	1.0%	3.8%
⑥休暇取得	件数	104	3	7	59	25	5	5
	構成比	100%	2.9%	6.7%	56.7%	24.0%	4.8%	4.8%



問8) 女性が職業を持つことについて、どうお考えですか。

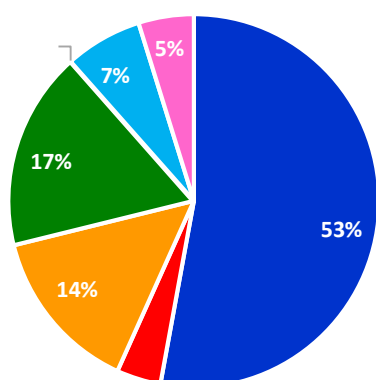
問8	件数	構成比
回答数	104	100%
女性は職業を持たない方がよい	1	1.0%
結婚するまでは職業を持つ方がよい	1	1.0%
子どもができるまで職業を持った方がよい	3	2.9%
子どもができてずっと職業を続ける方がよい	59	56.7%
子どもができたら職業をやめて大きくなったら職業を持つ方がよい	14	13.5%
その他	14	13.5%
わからない	12	11.5%



- 女性は職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは職業を持つ方がよい
- 子どもができるまで職業を持った方がよい
- 子どもができてずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができたら職業をやめて大きくなったら職業を持つ方がよい
- その他
- わからない

問9) 女性の望ましい働き方についてどうお考えですか。

問9	件数	構成比
回答数	104	100%
性別にかかわらず能力主義によって仕事を与えられるべき	55	52.9%
仕事には性別による役割分担があり、女性は女性の仕事をするべき	4	3.8%
性別にかかわらず管理職や役員を目指して仕事をするべき	15	14.4%
男女平等の仕事をするべき	18	17.3%
女性は補助員として男性を補佐するべき	0	0.0%
その他	7	6.7%
わからない	5	4.8%



- 性別にかかわらず能力主義によって仕事を与えられるべき
- 仕事には性別による役割分担があり、女性は女性の仕事をするべき
- 性別にかかわらず管理職や役員を目指して仕事をするべき
- 男女平等の仕事をするべき
- 女性には補助員として男性を補佐するべき
- その他
- わからない

問10) 女性が出産後も離職せず同じ職業で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思いますか。(3つまで)

問10	件数	構成比
回答数	284	100%
保育所や学童クラブなど子どもを預けられる環境の整備	66	23.2%
介護支援サービスの充実	18	6.3%
家事・育児支援サービスの充実	25	8.8%
男性の家事参加への理解・意識改革	42	14.8%
女性が働き続ける事への周囲の理解・意識改革	27	9.5%
働き続けることへの女性自身の意識改革	6	2.1%
男女双方の長時間労働の改革を含めた働き方改革	15	5.3%
職場における育児・介護との両立支援制度の充実	49	17.3%
短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入	16	5.6%
育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取り扱いの禁止	15	5.3%
その他	3	1.1%
特になし	2	0.7%
わからない	0	0.0%

問11) 男女がともに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

問11	件数	構成比
回答数	281	100%
職場において男女ともに育児・介護休暇など取りやすくする	73	26.0%
保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実	50	17.8%
ホームヘルパーサービスなど福祉サービスの充実	17	6.0%
気軽に相談できる制度をつくる	14	5.0%
パートタイマー・派遣の給与や労働条件をよくする	30	10.7%
在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)を取り入れる	34	12.1%
労働時間を短くする	16	5.7%
再就職等の支援を充実させる	17	6.0%
家庭で家事の分担を行う	28	10.0%
その他	1	0.4%
わからない	1	0.4%

問12) 家庭では、①～⑦の項目について誰が主に行っていますか。

問12		回答数	ほぼ男性	ほぼ女性	男女同じように行う	該当する人がいない
①食事作り・後片付け	件数	104	1	72	31	0
	構成比	100%	1.0%	69.2%	29.8%	0.0%
②掃除	件数	104	2	74	28	0
	構成比	100%	1.9%	71.2%	26.9%	0.0%
③洗濯	件数	104	3	81	20	0
	構成比	100%	2.9%	77.9%	19.2%	0.0%
④子どもの世話	件数	104	0	42	44	18
	構成比	100%	0.0%	40.4%	42.3%	17.3%
⑤家族の介護	件数	104	2	38	28	36
	構成比	100%	1.9%	36.5%	26.9%	34.6%
⑥地区行事・作業	件数	104	52	11	40	1
	構成比	100%	50.0%	10.6%	38.5%	1.0%
⑦除排雪作業	件数	104	77	2	24	1
	構成比	100%	74.0%	1.9%	23.1%	1.0%

問13) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

問 13	件数	構成比
回答数	258	100%
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	48	18.6%
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	7	2.7%
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる	64	24.8%
年配者やまわりの人が夫婦の役割分担についての当事者の考え方を尊重する	20	7.8%
社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても評価を高める	28	10.9%
労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする	39	15.1%
男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う	20	7.8%
国や県、町などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高める	6	2.3%
男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間(ネットワーク)作りをすすめる	9	3.5%
家庭や地域活動と仕事の両立等の問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける	10	3.9%
その他	1	0.4%
特に必要なことはない	6	2.3%

問14) 「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の3項目について優先しているもの、優先したいものはどれですか。

問 14		回答数	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「地域活動・個人の生活」を優先	3つすべて	わからない
①あなたの現状	件数	104	46	36	9	11	2
	構成比	100%	44.2%	34.6%	8.7%	10.6%	1.9%
②あなたの理想	件数	104	4	50	19	29	2
	構成比	100%	3.8%	48.1%	18.3%	27.9%	1.9%

問15) 職場や地域で女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、どの情報が必要になると感じますか。

問 15	件数	構成比
回答数	232	100%
こども園、放課後児童クラブに関する情報	41	17.7%
介護・家事の支援サービスに関する情報	31	13.4%
就職・再就職のための職業訓練に関する情報	29	12.5%
起業・NPO活動のための情報	3	1.3%
仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報	48	20.7%
出産・育児などを経ながら就業を継続していける女性のモデル事例に関する情報	20	8.6%
積極的に家事・育児に参画する男性のモデル事業に関する情報	19	8.2%
働き方の見直しの企業実践に関する情報	34	14.7%
その他	1	0.4%
特になし	1	0.4%
わからない	5	2.2%

問16) 女性が次の役割等に就くことについて、どう思いますか。

問 16		回答数	賛成	どちらともいえない	反対
①自治会・地区等の会長	件数	104	71	26	7
	構成比	100%	68.3%	25.0%	6.7%
②PTA・父母会等の会長	件数	104	78	21	5
	構成比	100%	75.0%	20.2%	4.8%
③企業での管理職	件数	104	88	15	1
	構成比	100%	84.6%	14.4%	1.0%

問17) ドメスティック・バイオレンスを受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。

問 17	件数	構成比
回答数	104	100%
自分が直接経験したことがある	5	4.8%
自分の回りに経験した人がいる	12	11.5%
テレビや新聞等での一般的な知識として知っている	59	56.7%
詳しくはわからないが言葉は聞いたことがある	22	21.2%
ドメスティック・バイオレンスのことを全く知らない	5	4.8%
その他	1	1.0%

問18) 問17)で「1」を選んだ方についてお尋ねします。身体的、心理的暴力を受けたことについて誰かに打ち明けたり相談したことはありますか。

問 18	件数	構成比
回答数	6	100%
誰にも相談したことはない	1	16.7%
警察・公的な相談窓口相談した	1	16.7%
民間の機関(弁護士など)に相談した	0	0.0%
医師・カウンセラーに相談した	1	16.7%
友人・知人に相談した	2	33.3%
その他	1	16.7%

問19)「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで)

問 19	件数	構成比
回答数	265	100%
法律や制度の面で見直しを行う	31	11.7%
国・地方公共団体の審議会委員や管理職等、政策決定の場に女性を積極的に登用する	20	7.5%
民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むように支援する	15	5.7%
女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する	20	7.5%
従来、女性が少なかった分野(研究者等)への女性の進出を支援する	15	5.7%
保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する	46	17.4%
男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する	14	5.3%
労働時間の短縮や在宅民無の普及など男女共に働き方の見直しを充実する	22	8.3%
子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する	39	14.7%
子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	24	9.1%
男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする	12	4.5%
その他	2	0.8%
特になし	0	0.0%
わからない	5	1.9%

第2次金山町男女共同参画計画
～一人ひとりの個性を認め合い、思いやりを持って支え合う町～

令和7年3月

発行 山形県金山町
編集 山形県金山町教育委員会
〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山571
電話 0233-52-2902 FAX 0233-52-2903